

原因者不明の油濁事故に係る報告

余市郡漁業協同組合
代表理事組合長 篠谷 誠

はじめに

原因者不明の油濁事故が発生し、当組合の組合員が防除清掃活動を実施しました。(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構の防除清掃事業により、要した費用の支弁を受けることが出来ました。そこで、原因者不明の油濁事故が発生した際に当組合がとった事故対応について報告をいたします。

1. 余市郡漁業協同組合の概要

設 立 昭和24年8月13日
事 務 所 (本所) 〒046-0024 北海道余市郡余市町港町148
電 話 0135-23-2131
組合員数 134名 (うち准組合員54名)
総 隻 数 140隻
役 員 8名
職 員 28名
生 産 額 1,479,038千円 (販売金額)

(1) エビ、ウニ、ブリなどの漁が盛ん

町の北側が日本海に面し、積丹半島の東の付け根に位置、海と山の幸に恵まれた北後志の拠点・余市町にある余市郡漁業協同組合。余市町はかつてニシン漁で栄えた歴史をもちますが、現在は主にエビ、ウニ、ブリなどの漁が盛んに行われています。また、近代的かつ衛生的な加工場においては、数の子等の魚卵製品の他、地元水産物を活用した加工品の製造・販売を行っています。

(2) 人気の「ウニの塩水パック」発祥の地

17kmほど続く海岸線はその半分が岩礁地帯でウニやアワビの良漁場となっています。今では道内各地で加工され人気が高い「ウニの塩水パック」は余市が発祥の地で、特に「ガゼ」の塩水パックは高級品として取引され本州方面に出荷されています。真がれい、赤がれい、宗八がれいなどのかれい類や近年は夏場から秋にかけてブリが安定的に漁獲されています。また南蛮のように赤い色をしていることからその名が付いたといわれるナンバンエビは特にまとまった量が水揚げされています。

2. 連絡体制

余市郡漁業協同組合の事故発生時の連絡体制については、被害漁協から、余市町役場、消防、海保等各関係機関に連絡をする体制になっております。

3. 人員の手配・資材の入手

当漁協は事故発生後、救難所の所員に連絡を取り、迅速に資材等を用意し清掃作業を行っております。

平成29年11月10日に(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構に油汚染防除講習会を開催してもらい救難所の所員は事故発生時もスムーズに対応し事故の処理が完了しております。

4. 防除清掃活動の効果

海面に浮遊した油を油処理剤の散布と油吸着材により清掃活動を行い迅速な対応で広範囲に油が広がらず清掃後に現状復旧したが、油吸着材の回収に時間を要しました。

5. 今後の改善点

特にありません。

6. 余市郡漁業協同組合で漁獲される水産物



キタムラサキウニ



今が旬の余市のウニです。

タンクローリ車の転落による海洋汚染について

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

専門家 佐々木 邦昭

はじめに

流出した油が漁業に及ぼす影響について考える時、油種、油量、海域等がその直接的な要因になります。大型船舶の海難、陸域の石油施設を発生源とする高粘度油の大量流出が漁業に甚大な被害をもたらすことは、過去に幾度か経験したことです。しかし、海岸線の国道を走るタンク車が交通事故を起こし数k lの重油が噴出し、その一部が海上にも流出して大きな被害を残すという前例のない事故がありました。その要因は、事故海域に定置網が設置されていたこととC重油の流出であり、この油種は少量でも予想外の被害を伴うことを教えています。当油濁対策機構は本事故の特異性に注目し5月17日現地を訪ね、その後も継続的に注目しました。そのあらましを紹介いたします。

1. 概要

令和元年5月13日、福井県敦賀市江良の国道8号で走行中のタンクローリ車が、ガードレールに寄りかかる様に横転して10m下のテトラポット上に転落した。タンクは7区画に仕分けられ内2区画が破壊し破損部から数k lが流出し、海浜を汚染するとともに海上にも流出した^{※1}。油は帯状となり当初南方向・敦賀港に向け流れその途中小型定置にも付着した。

この油は四日市で搭載され福井へ向け運搬中でC重油約13k lが搭載されていた(タンク容量は20k l)。

^{※1} 5月14日福井新聞には、海上に流出した重油の量は76%と記載されている。

2. 事故現場

国道8号線は、福井市と敦賀を結ぶ上下2車線の要路である。事故現場は、敦賀港から北に2km程緩やかなカーブになっていて、ここから崖下のテトラポット上に車が転落した。海岸の50m程北にはローリー車の古い残骸もあり、このカーブは過去にも類似事故を引き起こしている。

現場は港湾法(明神崎と松ヶ崎を結ぶ線内)と港則法の適用水域で福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所は、港湾法に基づく域内の維持、保全のため資機材を保有し、本件ではオイルフェンスを提供するとともに排出油防除協議会のメンバーとして小型船を派遣して現場監視等を行っている。

国道は13日午前全面通行止め。その後、片側規制が数日間続いた。



図1 事故発生、油濁漂流、定置網の位置を示す。

3. 漁業被害

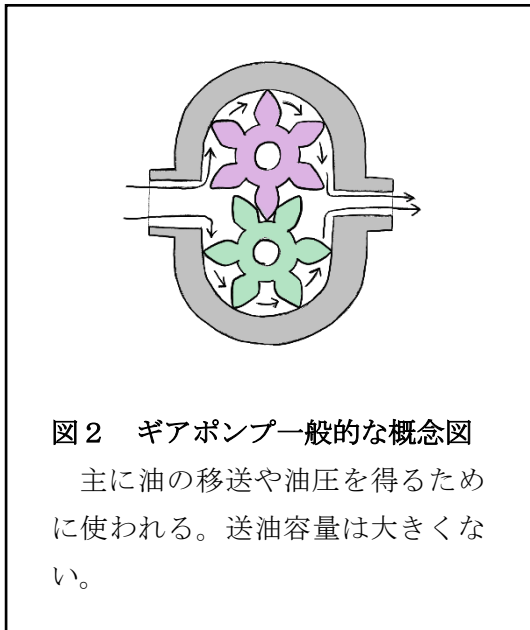
- ① テトラポット周辺は浅海漁業（サザエ、アワビ、海草採取）がおこなわれているため、汚染されたテトラポットを台船に吊り上げ敦賀港の岸壁に運び高圧洗浄が10月まで続けられる（予定）。
- ② 小型定置網が転落位置周辺海域に3ヶ統（かとう）設置されてアジ、イカ等が捕獲されていたが、当初油帯は南へ、その後北へ向けて流れたためこれら3ヶ統の定置網は全て海面付近のブイ、ロープ、網が汚染され操業不能に陥った。これら油の状況は、福井テレビが報道しており、それによると流出源から敦賀港防波堤付近まで2 kmにわたり濃い油塊の帯が伸びている。
これら定置網による操業は、7月23日現在未だ復旧していない。

4. 対策

(1) 流出元がタンクローリ車のため「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」^{※2}は適用されないが、本法に準じた考えで海上保安庁機動防除隊の主導による油の防除活動が、ドローンによる調査に併せOFと吸着材を使って実施された。

^{※2}法は船舶、海洋施設、航空機からの排出を対象にしており、タンクローリ車からの流出は想定していなかった

(2) 17日現地で事故車からの残油抜き取りは、国道上のローリ車2台・車体に取り付けられているギアポンプにより行われていた。このポンプの回収能力は約1k1/h、それでも17日14時30分で約8k1回収した旨現場責任者が語っていた。



(3) 油濁損害の求償については、損保の自動車保険が受け皿になっているが、海洋汚染の特異性から海事に精通したサーベイヤが間に入って難しい海事を交えた問題の調整に当たっている。タンクローリ車による事故は近年多発し、被害額が高額になるケースが多いという。

5.C 重油の流出について

(1) C重油の特徴

大型船舶や工場の燃料として使われ、比重は0.82～1.01、引火点70℃以上、動粘度(ネバネバの程度を示す)により1号2号3号に分類される。非水溶性であるが水に

浮かべて攪拌するとバターのように含水（最大 70%位まで）して 2～3 倍に容積を増しネバネバと比重も大となる。この状態をエマルジョンと呼び、その粘着性から漁業などへの被害を深化させる。同じ重油でも A 重油とその性状、水面上の挙動は全く異なる。

(2) 防除方針の基本

C 重油の特徴から海上に流出した時、早期にエマルジョン化するため、機械力による回収が主力になる。流出量により洋上ではオイルフェンスで集油してガット船でつかみ取り^{※3}、海浜では強力吸引車が主役となる。強力吸引車の活用^{※4}は、この油種の海浜回収では不可欠の機械で、海外だけでなく日本でもナホトカ等の事故対応で大きな成果を上げている。エマルジョン化した状態ではその粘度ゆえ油処理剤は効果なく、運輸省の通達^{※5}でも使用が禁じられている。流出量が少なく又は局所的な場面では高粘度用の油吸着材（オイルスネア一等）が適し、一般的な油吸着材は表面に付着し吸着は殆どしない。他にダイヤフラムポンプ、高粘度対応型回収装置が簡易タンクを設置して行われる。我が国の油回収船、油吸着材等の法定資機材はC 重油を想定して設計されておらず、現場の実態に合った資機材の選択、運用を行わなければならない。

※3 「海上防災」第 100 号平成 11 年「強力吸引車による油回収システムについて」

※4 「海上防災」第 109 号平成 13 年「油濁事故におけるガット船の活用に関する調査」

※5 運輸省通達官安第 168 号昭和 49 年 8 月

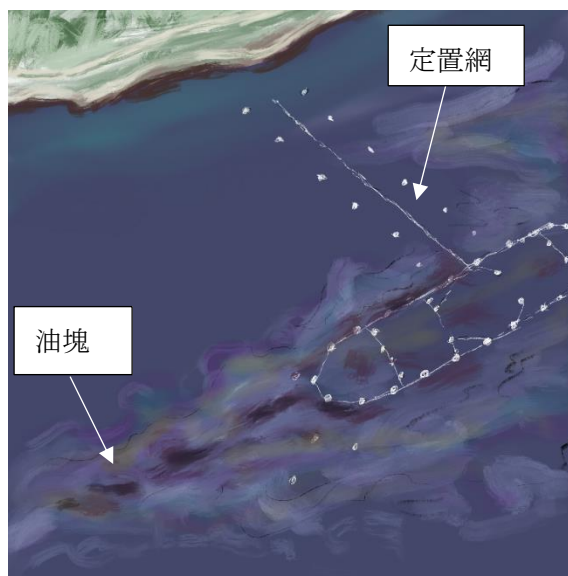


図 3 13日15時45分頃、定置網が油塊を堰き止めていた。



図4 転落したタンクローリ。国道から落差約10m。



図5 油の抜き取り作業

6. 油流出を伴ったタンクローリー事故一覧（新聞などで報じられた事例を列举）

NO	H	月	日	県 市町村 河川名	油種 量 KL	原因	概要 状態・被害	①通報 ②使用資器材など ③特記事項、情報元
1	4	3	21	岩手 室根村 大川	A重油 11	タンクローリーが対 向車と衝突、 川原に転落、 破損	破損箇所から流出した油 は大川の7km下流まで 流れた。5日間断水し1万 6千世帯と水産加工場、ホ テル、飲食店の活動も麻痺 状態となった。	①市民から警察へ ②川の堰止め、OF、油吸着 材、バキューム車、24日間作業、 自衛隊が出動した。 ③水質事故対策技術200 1年
2	8			島根 三刀屋 川	A重油 6	タンクローリー横転	取水停止、断水、自衛隊に より給水。	②OF、油吸着材 ③猪原恒男
3	9	10	4	長野 臼田町 千曲川	灯油 1	タンクローリー給油 中に溢れ出 る。給油ミス	燃料販売店から排水溝を 経て千曲川に流出、農業用 取水が停止、養殖場のニジ マス、鯉等262トンに被害。	②魚の油臭は4ヶ月残っ た、 ③長野県水産課で報告書作 成
4	10	7	2	三重 関町 鈴鹿川	軽油 20	タンクローリー転落 大破	鈴鹿峠の国道1号からタンク ローリーが川に転落大破、積荷 の軽油全量が流出、水道取 水停止4日間。	②鈴鹿市で対策本部を設置。 OF、油吸着材、バキューム車、 述べ1,600人が5日間作 業。 ③河川法改正に伴う原因者 の負担を巡り裁判になった、 水質事故対策技術2001 年
5	12	3	10	熊本 鹿本町 菊池川	A重油 3.7	ローリー車への 給油ミス	ローリー車に給油中作業員が 現場を離れたため車両の タンクが満杯となって溢 れ出した。	①原因者から町消防へ ②OF、バキューム車、消防車 20日間作業 ③水質事故対策技術200 1年
6	12	12	13	北海道 日高町 沙流川	軽油 6	タンクロー リー横転	国道274号にて横転したタ ンクローリーから出た油が川に流 出した。	①OF、油吸着材 防除費用1億円以上 ③関係者から聞き取り

7	22	11	6	山梨 富士河口湖町 精進湖	ガソリン 20	タンクローリーが湖 に転落	国道358号から精進湖 に転落した。	②周辺に油臭、手漕ぎボート でOF展張など ③山梨日日新聞（平成22年 11月7日）
8	25	12	16	北海道 苫小牧 高速道	ジェット 燃料 4	タンクローリー同士 の衝突事故	ローリー2台ともジェット燃料を 満載していたが、追突車の 破損部から油が道路上に 流出した。高速道の通行止 が上下線8時間に及んだ。	②油吸着材、泡消火剤、バキ ューム車 ③北海道新聞(平成25年12 月16日夕刊)
9	31	5	13	福井 敦賀市 湾	C重油 3	タンクローリーが海 岸に転落	海洋に流出、定置網などに 深刻な被害	②油吸着材、OF ③関係者から聞き取り
10	31	7	15	三重四 日市市	ガソ リン、 軽油4	タンクローリーが側 溝・水路に転 落	水田脇の水路に軽油が流 出し、水路で吸着材を使っ て回収作業 図11参考	①市民から警察 ②油吸着材 ③中京テレビ事故当日放送

あとがき

近年、高速道路や国道で走行する多くの大型タンクローリー車を目にする様になりました。製油所等から消費地まで長距離輸送も多いようで、ガソリン、軽油、灯油、ジェット燃料、ケミカル等の液体物質が大量に運ばれています。そしてこれら車両の交通事故と油の流出も時々報道されておりますが、それらの多くは道路上、側溝の水路・河川の汚染に限定されていきました。しかし、本件のように海岸に沿った国道で事故が起きた場合、少量でも油種がC重油の場合侮れません。既存の法律や体制下では即応の難しい事例であると思います。更に液化ガス（LNG,LPG）の輸送も多くなりこれらの漏出事故も視野に入れなければならない時代になりました。海外からはガソリンを輸送していたタンクローリー車の横転爆発により150人もの死傷者、家屋火災（今年7月3日ナイジェリア）、液体チョコレート輸送タンクローリーの横転により国道が板チョコで覆われた（昨年5月9日ポーランド）等予測していなかった事例も報道されています。

「油濁事故による海洋生物への影響とその後のモニタリング、ナホトカ号事故の経験から」

三洋テクノマリン株式会社 高柳 和史

1. はじめに

油濁事故では、事後直後の海面を覆う油膜、海岸に打ち上げられた油の塊、油まみれになった海鳥、魚介類等のインパクトが強く、油回収作業が精力的に行われ、外見上綺麗になった状態でひと段落してしまうことが多い。しかし、外見上は綺麗でも、生態系への影響という観点からは安心してはいけない。

2. モニタリングの必要性

油が目に見えなくなっていく過程で、海水中への溶出、海洋生物による摂取等が起こり、生態系への影響が短期間で終息するとは限らない。特に座礁したタンカー等から微量だが、継続的に漏出しているような場合は長期的にモニタリングが必要となってくる。1997年1月に島根県隠岐島沖の日本海で沈没したナホトカ号からの重油流出に関しては、その影響が3年後まで残る可能性があることが、オキアミ類から検出された多環芳香族炭化水素化合物類（PAHs）の濃度から指摘されている。

水質汚濁に係る環境基準では、海域における生活環境項目に油汚染の指標として「ノルマルヘキサン抽出物質」という項目があり、基準値として検出されないこととされている。これは溶媒で抽出される油の成分全体量を示すものとなっている。しかしながら、石油は多種多様な炭化水素化合物の集合体であり、中には発がん性を有するベンゾピレン等のPAHsも含まれている。これらの物質は疎水性だが、流出油の分解、拡散の過程で徐々に海水へ溶出し、水生生物への影響が長期に継続する可能性がある。

また、流出油除去の一環として油処理剤を散布することがあるが、油濁情報 No.14 (<http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/yudakujiyoho/14/No.14-1.pdf>) で瀬戸内海区水産研究所の河野久美子博士が指摘しているように、油処理剤がA重油の毒性を強める働きがあることも分かっており、注意しなければならない。

3. 影響評価のための調査について

油濁事故の中・長期的影響について影響評価をするためには、海洋生物に対する慢性的影響および汚染の実態を正確に把握する必要がある。基本的には汚染が疑われる海域と非汚染海域との比較をし、影響評価をする場合が多い。海洋生態系影響評価のために必要な調査事項が平成12年発刊の瀬戸内海区水産研究所調査研究叢書 (<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/index.html>) にナホトカ号事故を教訓にまとめられているので簡単に紹介する。

3. 1 水中・堆積物中の石油成分について

ウインチ等採水に関わる機器類に使用されているグリース類による汚染に気を付け採水・採泥し、脂肪族炭化水素（*n*-アルカン）、PAHsなどを指標として分析することが紹介されている（<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/dai-ichi-gou/II-1.pdf>、p.19-21）。

3. 2 動・植物プランクトンについて

通常のプランクトン調査の方法でサンプルを採取し、種組成、出現量などを季節変動、油分以外の環境要因等に考慮しながら、隣接海域等と比較することが紹介されている（<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/dai-ichi-gou/II-2.pdf>、p.25-30）。

3. 3 卵仔稚魚

簡便な方法として、魚卵を網目 0.33 mm のネットで曳網し実体顕微鏡で卵分割の異常、胚体形成の異常を観察することが紹介されている（<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/dai-ichi-gou/II-3.pdf>、p.37-38）。

3. 4 底生生物については

①現場の写真撮影、②生物試料中の *n*-アルカン、PAHs 等の成分分析、③油臭の有無、④油の付着有無、⑤生物群集調査、⑥環境水中の油残留レベル分析等の調査が紹介されている（<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/dai-ichi-gou/II-2.pdf>、p.34-35）。

3. 5 潮間帯等に生息する付着生物について

底生生物とほぼ同様であるが、付着力の低下による生物の脱落状況等も調査することが紹介されている（<http://feis.fra.affrc.go.jp/publi/tyosakenkyu-sosyo/dai-ichi-gou/II-2.pdf>、p.31-33）。イガイ、カキ等を有害物質の長期モニタリングに使われていることが多く、近隣海域でのモニタリング結果と比較し油濁の影響を評価することもできる。

ナホトカ号油濁対策調査の際のサンプル採取の様子を写真1、写真2に示す。



写真1. ナホトカ号油濁対策調査の際のプランクトン採取（水産研究・教育機構角埜彰博士撮影）



写真2. ナホトカ号油濁対策調査の際の生物採取（水産研究・教育機構角埜彰博士撮影）

4. PAHs を油濁の指標値として使う場合の留意点

近年では PAHs を油濁の指標値と使われることが多くなっている。アメリカ、EU では油濁事故が発生すると、食品安全管理の観点から、魚介類中のベンゾピレン等のガイドライン値を示した事例が複数ある。また、2019年1月に東シナ海で沈没したパナマ船籍タンカー沈没による油濁事故でも、海洋環境への影響について PAHs を指標としており、水産庁は海水中のベンゾピレンを含む 16 種類の PAHs および動物プランクトン中の 17 種類の PAHs 濃度分析結果から、油濁事故の影響は認められず、プランクトンの湿重量、総個体数密度、種組成について特異的な値は認められなかったと報告している (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/180410.html>)。

なお、海水中にある PAHs は石油流出由来だけでなく、化石燃料の燃焼由来、バイオマス炭素燃焼由来も存在するので、油濁の影響が認められたとしても、油濁起源の特定には留意する必要がある。低濃度であるが、メチルフェナントレン、フェナントレン等の由来により異なる挙動をとる PAHs があるので、それらの詳細分析等により、評価をする必要がでてくる。

油防除講習会について

1. はじめに

万一の油濁事故に直面したとき、定期的な訓練や講習会が実施されていればスムーズな事故対応が可能となります。ここでは、(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構(以下 当機構)と北海道漁業協同組合連合会環境対策本部との共同開催により、斜里町漁業協同組合協力の下、斜里町近傍の漁協(注1)、斜里町役場および斜里地区消防組合を対象とした油防除講習会をご紹介します。

注1 参集範囲の漁協一覧

雄武漁業協同組合、沙留漁業協同組合、紋別漁業協同組合、湧別漁業協同組合
佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合、網走漁業協同組合、西網走漁業協同組合
ウトロ漁業協同組合

2. 訓練日時・場所・参加人数

平成28年8月3日 斜里第一漁業協同組合(北海道斜里郡斜里町前浜町6番地1)

参加者 44名

3. 講演内容

(1) 室内講演

漁業者にとっての油濁 / 当機構専門家 佐々木 邦昭

(2) 水槽実験

水槽を用いた実験 / 当機構業務1課職員 中澤 俊佑

(2) 海上実技訓練

オイルフェンスの展張訓練 / 当機構専門家 佐々木 邦昭

機構業務1課職員 中澤 俊佑

4. 海上実技訓練使用資材

オイルフェンス、ロープ、ブイ、アンカー、重錘

5. 海上実技訓練の様子



岸壁にオイルフェンスを準備



オイルフェンスを展開。図のように折り返しをつけて、岸壁とオイルフェンスの間に隙間が出来ないようにしている。

防除清掃事業認定事例について

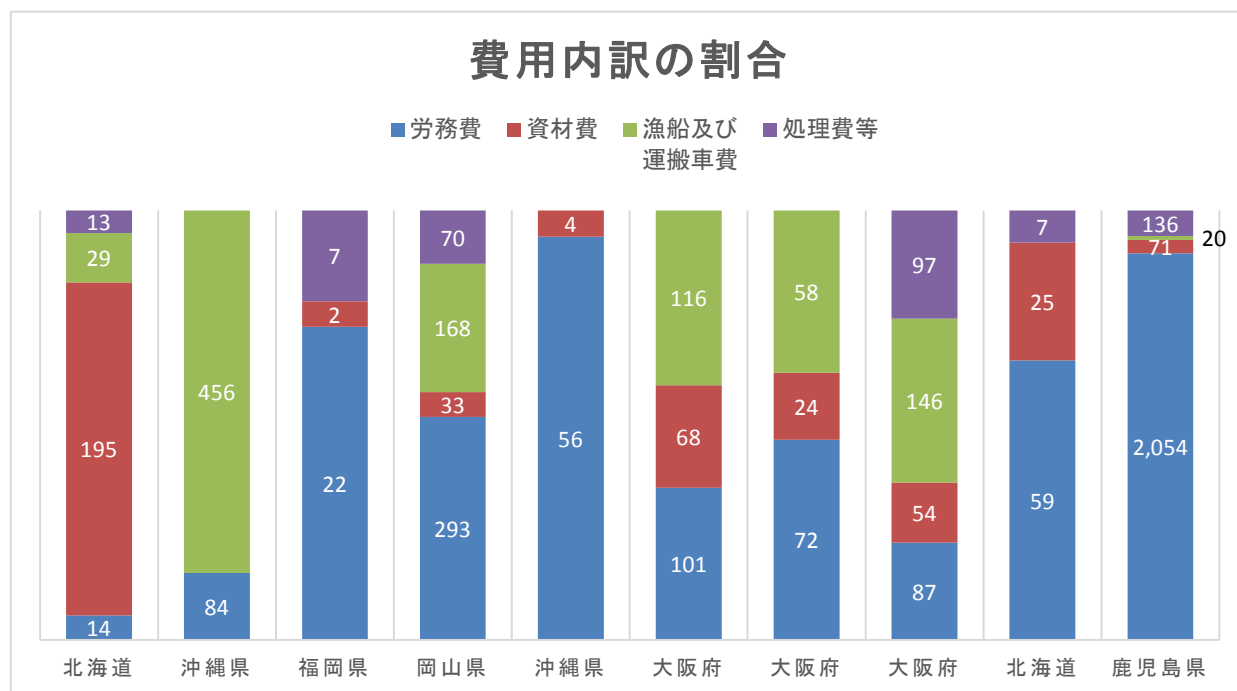
平成21年～30年の間で当機構の防除清掃事業では計10件の申請があり、以下認定額のとおり認定を行いました。ここで「その費用内訳の割合」「主な使用資機材」及び審査会での「申請内容への指摘事項」をご紹介します。

1. 防除清掃費

単位（千円）

発生年月日	都道府県	油	処分量	労務費	資材費	漁船及び 運搬車費	処理費等	認定額
平成30年7月25日	北海道	A重油	60kg	14	195	29	13	252
平成28年12月26日	沖縄県	C重油		84		456		540
平成28年5月24日	福岡県	C重油		22	2		7	31
平成27年9月12日	岡山県	C重油	ドラム缶2本分	293	33	168	70	563
平成27年4月1日	沖縄県	オイルボール		56	4			60
平成24年5月14日	大阪府	A重油	7.2t	101	68	116		285
平成24年5月14日	大阪府	A重油	7.2t	72	24	58		154
平成24年5月14日	大阪府	A重油	7.2t	87	54	146	97	383
平成22年1月20日	北海道	C重油	1300キロ	59	25		7	91
平成21年7月18日	鹿児島県	オイルボール	1990キロ	2,054	71	20	136	2,280

費用内訳の割合



2. 主な使用資機材 (平成21年～平成30年)

油吸着マット	9	箱	／	4	件
油処理剤	18	缶	／	3	件
火ばさみ	5	箱	／	1	件
スポンジ	4	袋	／	2	件
ゴミ袋	920	箱	／	3	件
軍手	25	個	／	2	件
ゴム手袋	442	箱	／	3	件
たも網	2	個	／	1	件
ビニポツ手袋	5	箱	／	1	件
ブルーシート	3	箱	／	1	件
ウエス	38	箱	／	1	件

3. 申請内容への指摘事項（平成21年～平成30年）

- ・事故発見から海保への通報は速やかにする。
- ・防除清掃活動をした場合に労務費を請求するためには、公共機関による立ち合いがあることが望ましく、組合員が所属する漁協職員の立ち合いだけでは、作業の実効性を証明するには物足りない。
- ・油種の特定は、判明しているのであれば明確に記載する。また単に重油ではなく、A重油、C重油と記載する。
- ・役員会を開催した場合には、開催日時を明確にする。
- ・港内での事案であれば、漁港か港湾か明確に区分する。
- ・原因不明者は調査中とあるが、その後の調査も継続したほうがよい。

(了)

平成 30 年度
(第 44 年度)

事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

目 次

I	事業報告	1 頁
1	事業の概要	1
2	庶務の概要	7
II	財務諸表	1 9
	貸借対照表	1 9
	正味財産増減計算書	2 0
	正味財産増減計算書内訳表	2 2
	財務諸表に対する注記	2 4
	財産目録	2 7
III	監査報告	2 8
IV	漁場油濁被害対策事業の内訳	3 0
	平成30年 漁場油濁被害発生状況	3 1
	年次別漁場油濁被害救済実績	3 2

I 事業報告

1 事業の概要

平成30年度事業計画に基づき、漁場油濁被害対策事業並びに海と渚環境美化事業を実施した。

漁場油濁被害対策事業については、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び漁業者の行った防除清掃費用を支弁することができる防除清掃事業を実施した。また、原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないこと等により、被害漁業者等が自ら漁場油濁の拡大の防止作業及び汚染漁場の清掃作業を実施した場合に要した費用の支弁を行うことができる特定防除事業を実施した。

併せて、油濁被害の未然防止及び軽減のための指導者養成講習会の実施、事故現場に専門家を派遣し現地調査及び漁業者等への指導等を行う油濁被害防止対策事業を実施した。

一方、海と渚環境美化事業については、海洋環境保全のための活動として、海と渚の清掃活動普及啓発事業をはじめ、海洋・海岸環境の保全・整備のための活動支援及び調査に積極的に取り組むとともに、漂流・漂着ゴミに関する現状把握調査、また、これらのゴミの発生源となる漁業系廃棄物の適正な処理や再資源化のための事業を実施した。加えて、海と渚の環境美化、保全活動の普及・啓発のために多くの人々に対して海と渚環境美化推進基金への募金を呼びかけた。

<漁場油濁対策関連事業>

(1) 漁業被害救済事業

平成30年度(4～3月)の漁場油濁事故のうち、漁業被害救済事業の対象となる油濁被害はなかった。

(2) 防除・清掃事業

平成30年度(1～12月)に防除・清掃事業の対象となった漁場油濁事故は1件で、防除費用の認定のため中央審査会を開催し、審議を行った。この審査結果を受け1件の防除費の額を認定し、被害漁業者に対して25万円の防除費の支弁を行った。これは、前年度に比べ、件数で1件の増加、金額で25万円の増加であった。発生時期は7月で、海域は北海道余市郡余市町であり、この漁場油濁事故に対し、漁業者が磯廻り漁業(うに・な

まこ漁業)への油濁被害を未然に防止又は軽減するため、港内での漂着油の回収及び回収された油等の処理等を行うための防除・清掃事業を実施した。

(3) 特定防除事業

平成30年度(1~12月)には特定防除事業の対象となる漁場油濁事故はなかった。

(4) 審査認定事業

平成30年度は、中央漁場油濁被害等認定審査会を2回開催し、平成30年5月9日開催の第1回中央審査会において、平成30年度の労務費及び漁船備用船費を、また、平成31年1月21日開催の第2回中央審査会では北海道余市郡余市町で発生した漁場油濁被害額の認定に関し審議を行い、その結果を理事長に答申した。

(5) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止や被害を最小限に食い止めることを目的として、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。漁業者等への指導等については、漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業及び漁場油濁被害対策専門家派遣事業を実施した。

これらの事業の実施については、有識者で構成する油濁被害防止対策事業検討委員会を開催して、事業全般について広範、かつ専門的見地から検討を行った。

① 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業

漁場油濁事故の被害未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が事故現場で速やかに対処することが極めて重要であることから、油汚染防除に対処する現場の指導者を養成することを目的に、現場における実技指導を含め、油流出事故等への対処に必要な基本的知識及び対応策に関する汚染防除指導者養成講習会として、宮崎県日南市、兵庫県神戸市、石川県金沢市、静岡県静岡市、山口県下関市、兵庫県姫路市、福岡県北九州市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道釧路市、神奈川県箱根町、兵庫県姫路市、大阪府泉佐野市、宮崎県日向市、東京都大島町、福岡県福岡市、北海道函館市、北海道八雲町、鹿児島県枕崎市、石川県輪島市、愛媛県愛南町、沖縄県名護市、鹿児島県奄美市、鹿児島県瀬戸内町、福岡県豊前市、愛媛県宇和島市、千葉県柏市、鹿児島県枕崎市、富山県魚

津市、千葉県千葉市、高知県高知市の延べ31ヵ所及び中央講習会を東京都文京区の1ヵ所でそれぞれ開催した。

また、油防除作業の基礎知識を普及させるため、油防除マニュアル及び油濁情報を活用し、油防除対応策の普及に努めた。

② 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

油濁被害の拡大防止を目的に、初期における漁業者の的確な対応を確保するため、防除作業等を指導する漁場油濁被害対策専門家（以下「専門家」という）として3名に委嘱している。

平成30年度に事業の対象となる専門家派遣はなかった。

（6）事業評価

当機構は、事業の円滑・適正な推進を図るため、平成30年度においても、外部評価員に事業の評価を依頼し、当該評価結果を踏まえ事業の総合的評価を実施した。

<海と渚環境美化関連事業>

（1）海と渚環境美化推進基金事業

① 海と渚の清掃活動普及啓発事業

海と渚の環境美化活動を推進するため、ボランティア団体等が行う海と渚の清掃活動に対し、清掃資機材を提供して海と渚のクリーンアップ運動の全国的展開を図った。

また、当機構のインターネットのホームページ等を活用して、海と渚の海浜清掃活動、海洋生物の保護及び海岸・海洋環境の保全等に関する情報を提供した。

ア 海と渚の清掃活動への呼びかけ

海と渚の環境美化運動の全国的な展開をより効率的に推進するため、全国各地で海浜利用が活発となる「海の日」に併せて海浜等の一斉清掃を次の組織を中心とする各団体に対して呼びかけた。

- ・ 会員団体・企業が推薦するグループ
- ・ 各都道府県及び各漁協の推薦するグループ
- ・ 海と渚環境美化推進委員会が推薦するグループ

また、当機構が行う諸事業との連携を図りつつ、海と渚の環境保全の重要性についての意識の高揚に努めるため、全国各地で海浜利用が活発となる夏季に海浜等の一斉清掃を呼びかけている。

平成30年度に高知県で開催予定だった「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」は、一度延期したものの集中豪雨のため中止となった。

イ 海と渚の清掃活動の普及・啓発及び支援

漁協、NPO、ボランティア及び市民団体等の様々なグループに対してゴミ袋の配布を募り、提供するとともに、台風の襲来、低気圧の通過、大雨の後等の随時の海浜清掃に対し、周年を通じて必要な資機材を提供した。本年度も全国1,700カ所に自然物用ゴミ袋35万枚、人工物用ゴミ袋24万枚を配布した。

ウ 海浜清掃活動

海浜清掃活動の普及・支援の一環として、「海と日本プロジェクト2018」と連携し、ごみ袋を配布した。

なお、自然物用ごみ袋35万枚のうち、8万枚はJFマリンバンクからの提供を受け、都道府県漁連等を通じ漁協グループに配布した。

② 海洋・海岸環境保全整備活動促進事業

ア 環境・生態系維持・保全活動等調査事業(海の羽根募金事業)

地域住民、NPO及び漁協等が行う海浜等の清掃活動と漁業者が参加した植樹活動や環境保全の取り組みの実態等について、全国の都道府県を通じアンケート調査を実施し、調査結果の取りまとめを行った。

イ 環境・生態系保全活動支援事業(なぎさの環境基金事業)

海と渚の環境美化や藻場、干潟、サンゴ礁及びヨシ帯等の機能の維持・回復を図るため、環境保全の次世代を担う人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体などが実施するプロジェクトに助成した。

助成先は「海藻おしば協会」、「江ノ島・フィッシャーメンズ・プロジェクト」、「呉市市民公益活動団体 Team JIN「仁」」、「海守さぬき会」、「誇れるふるさとネットワーク」の5団体。

(2) 漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業

- ① 漁業養殖業統計年報の分類を参考に各漁法の全国団体及び漁業協同組合を訪問し、漁業・養殖業に使用されるプラスチック量を聞き取り調査した。
- ② 各地域に作業部会専門家を任命し、専門家はこれまでの知見を活用して地域に合った使用済み漁具の処理方法の選定に取り組んだ。
- ③ カキ筏に生分解性プラスチックで制作したカキパイプを垂下し、3ヶ月後にカキの収穫と同様の作業を実施して、破砕など耐久性を調査した。

(3) 漁業系廃棄物再利用支援事業

漁業者自らが圧縮減容機を利用して、処理コストを削減しつつ、搬出配等を行うシステムを構築するために、鹿児島県東町漁協（2週間）から要請を受け、圧縮減容機の貸し出しを行った。

(4) その他事業

① 海と渚環境美化推進基金への募金の呼びかけ

「海と渚環境美化推進基金」の運用益並びに「海の羽根募金」及び「なぎさの環境基金」を原資とする海洋・海岸環境保全整備活動促進事業を行っていくために、「海の羽根」及び「なぎさの環境基金」のそれぞれの募金を広く呼びかけた。

ア 海の羽根募金への呼びかけ

海と渚の環境美化活動を全国的な運動として展開し、推進を図るため、「海の羽根募金」について、特に海浜の清掃美化活動が盛んとなる「海の日」等を中心に、会員、個人、団体及び法人等関係方面に広く募金を呼びかけた。

また、ホームページ、機関誌「メッセージ海と渚」等により海の羽根募金への呼びかけを広く行った。

イ なぎさの環境基金への呼びかけ

海洋生物のゆりかごとして機能している豊かな海岸域の環境保全活動の促進を目的として、全国漁業協同組合連合会と協力し、環境保全のための次の世代を担う人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体などが実施するプロジェクトに助成する必要な資金を捻出するための「なぎさの環境基金」に対し、広く民間企業、水産関係団体、個人、商工会及びNPO等へ募金を呼びかけた。

② 広報活動への取り組み

海と渚環境美化事業については、当機構の会員向けに機関誌「メッセージ海と渚」を発行し、当機構の活動状況、全国各地の海浜清掃活動等の状況を報告するとともに、当機構のホームページにおいて現地からの海浜清掃の報告、業務内容の紹介などにより、海と渚の環境美化活動の普及・啓発に努めた。

2 庶務の概要

(1) 役員、評議員、役員候補者選定委員会委員、海と渚環境美化運営委員会委員、中央漁場油濁被害等認定審査会委員及び漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業検討委員に関する事項

①平成30年度末現在役員(12名)

役名	氏名	選任年月日	現職
理事長	岸 宏	平成29. 6. 14	全国漁業協同組合連合会 代表理事会長
専務理事	条 知文	平成30. 6. 26	(常 勤)
理事	成田 義貞	平成29. 6. 14	日本肥料アンモニア協会 理事 事務局長
〃	佐久間 國治	平成29. 6. 14	(一財)千葉県漁業振興基金 理事長
〃	森 友 信	平成29. 6. 14	山口県漁業協同組合 代表理事組合長
〃	小 林 憲	平成29. 6. 14	(一社)大日本水産会 常務理事
〃	渥美 雅也	平成29. 6. 14	(一財)東京水産振興会 会長
〃	中屋 新二	平成29. 6. 14	日本水産株式会社 海洋事業推進部長
〃	下山 秀雄	平成29. 6. 14	(公財)日本釣振興会 専務理事
〃	宮澤 敏彦	平成29. 10. 24	全国共済水産業協同組合連合会 常務理事
監事	井貫 晴介	平成29. 6. 14	(一社)マリノフォーラム21 代表理事会長
〃	大森 彰	平成29. 6. 14	(一社)日本船主協会 常務理事

②平成30年度末現在評議員(10名)

氏名	選任年月日	現職
吉村 宇一郎	平成29. 6. 14	石油連盟 常務理事
小川 喜弘	平成29. 6. 14	電気事業連合会 立地環境部長
石川 尚	平成29. 6. 14	(一社)日本船主協会 常務理事
大森 敏弘	平成29. 6. 14	全国漁業協同組合連合会 常務理事
猪苗代 健一	平成29. 6. 14	全国漁業共済組合連合会 専務理事
佐藤 由信	平成31. 3. 25	日本漁船保険組合 常務理事
小林 哲朗	平成29. 6. 14	(一財)中央漁業操業安全協会 専務理事
橋本 牧	平成29. 6. 14	(公社)全国漁港漁場協会 会長
盛合 敏子	平成29. 10. 24	全国漁協女性部連絡協議会 会長理事
濱田 研一	平成29. 6. 14	(公社)全国豊かな海づくり推進協会 専務理事

③平成30年度末現在役員候補者選定委員会委員(3名)

氏名	選任年月日	所属
石川 尚	平成29. 6. 14	(一社)日本船主協会 常務理事
佐藤 由信	平成31. 3. 25	日本漁船保険組合 常務理事
橋本 牧	平成29. 6. 14	(公社)全国漁港漁場協会 会長

④平成30年度末現在海と渚環境美化運営委員会委員(7名)

氏名	現職
田中 要範	全国漁業協同組合連合会 漁政部長
松浦 治美	(公財)かながわ海岸美化財団 代表理事
兼廣 春之	東京海洋大学 名誉教授
磯崎 健亮	電気事業連合会 立地環境副部長
平井 克則	(一社)大日本水産会 漁政部次長
雨宮 誠	全国町村会 経済農林部長
内海 和彦	全国漁業共済組合連合会 常務理事

⑤平成30年度末現在中央漁場油濁被害等認定審査会委員(13名)

氏名	現職
伊吹 隆直	(一社)日本鉄鋼連盟 技術・環境部長
内海 和彦	全国漁業共済組合連合会 常務理事
佐藤 由信	日本漁船保険組合 常務理事
清水 聡	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長
武井 篤	(一社)全国まき網漁業協会 専務理事
中浜 裕介	日本船主責任相互保険組合損害調査部 第二グループマネージャー
中村 哲朗	弁護士
成田 健治	弁護士
檜垣 浩輔	全国漁業協同組合連合会 参事
淵 嘉隆	全国内航タンカー海運組合 常務理事
細川 淳	(一社)日本船主協会 総務部副部長
三浦 安史	石油連盟 安全管理部長安全技術グループ長
笠 浩久	弁護士

⑥平成30年度漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業検討委員(6名)

氏名	現職
兼 廣 春 之	東京海洋大学 名誉教授
熊 沢 泰 生	ニチモウ株式会社 資材事業本部 研究開発室 室長
小 島 あ ず さ	(一社) J E A N 事務局長
佐 藤 光 昭	(一社) 対馬C A P P A
田 中 要 範	全国漁業協同組合連合会 漁政部長
平 中 哲 朗	呉市市民公益活動団体T e a m J I N 「仁」代表

(2)職員に関する事項 (平成30年度末現在職員4名)

(3)重要な庶務及び業務の事項

①理事会

開催年月日	議事事項	結 果
第1回理事会 平成30. 6. 11	第 1 号議案 平成29年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について	原案承認
	第 2 号議案 平成30年度会費の額並びに徴収方法について	〃
	第 3 号議案 漁場油濁対策に係る事業費、関係都道府県負担金及び拠出団体拠出金の額並びに徴収方法について	〃
	第 4 号議案 防除・清掃事業の労務費等について	〃
	第 5 号議案 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について	〃
	第 6 号議案 資産取扱規程の改正について	〃
	第 7 号議案 理事候補者の推薦について	原案選出

開催年月日	議事事項	結 果
第2回理事会 平成30. 6. 26 (書面決議)	第 8 号議案 平成30年度定時評議員会の招集及び附議事項について	原案承認
	第 1 号議案 専務理事の選定について	原案選出
第3回理事会 平成31. 3. 12	第 1 号議案 平成31年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込み	原案承認
	第 2 号議案 評議員及び役員候補者選定委員候補者	原案選出
	第 3 号議案 平成30年度第 2 回評議員会の招集	原案承認

②評議員会

開催年月日	議事事項	結 果
定時評議員会 平成30. 6. 26	第 1 号議案 平成29年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について	原案承認
	第 2 号議案 役員を選任について	原案選出
	第 3 号議案 平成30年度における評議員及び役員の報酬額について	原案承認
第2回評議員会 平成31. 3. 25 (書面決議)	第 1 号議案 補欠評議員の選任及び役員候補者選定委員候補者の承認について	原案承認

③役員候補者選定委員会

開催年月日	議事事項	結 果
平成30. 5. 7	第 1 号議案 役員候補者の選定について	原案選出

④海と渚環境美化運営委員会

開催年月日	議事事項	結 果
平成31. 3. 7	1 平成31年度事業計画・収支予算について	原案了承
	2 平成30年度海と渚環境美化推進基金の事業実績について	〃
	3 なぎさの環境基金からの助成応募要領について	〃
	4 募金実績について	〃
	5 その他	〃

⑤中央漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	議事事項	結 果
平成30. 5. 9	平成30年度 防除・清掃事業の労務費等について	原案了承
平成31. 1. 21	漁場油濁被害額の認定について (北海道余市郡余市町における防除・清掃)	原案了承

⑥平成30年度漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業検討委員会

開催年月日	議事事項	結 果
平成31. 3. 19	1 実態調査他	原案了承
	2 作業部会報告	〃
	3 生分解性カキパイプ実験報告	〃
	4 来年度計画について	〃
	5 その他	〃

⑦監査及び検査

年月日	事 項
平成30. 4. 20及び4. 22	平成29年度財務諸表について公認会計士の監査を受ける。
平成30. 5. 11	平成29年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書について監事の監査を受ける。
平成30. 5. 18	助成事業全国海浜清掃活動の推進(海でつながる)(海と日本2017)について(公財)日本財団の監査を受ける。
平成31. 1. 11	助成事業(漁場油濁防除清掃)について(公財)日本財団の監査を受ける。

⑧登記事項

年月日	事項
平成30. 9. 10	専務理事の交代（松本専務理事辞任、糸専務理事就任）

⑨平成30年度主要経過

年月日	事項
平成30年 4. 20及び4. 22	平成29年度財務諸表の公認会計士監査(機構事務所)
5. 7	平成30年度役員候補者選定委員会（機構事務所）
5. 9	第1回中央漁場油濁被害等認定審査会（三会堂ビル会議室）
5. 11	平成29年度事業報告、財務諸表等の監事監査(機構事務所)
5. 14	油汚染防除指導者養成講習会（宮崎県日南市）
5. 18	(公財)日本財団による監査(機構事務所) ＜全国海浜清掃活動の推進（海でつながる）（海と日本2017＞
5. 24	なぎさの環境基金委員会(機構会議室)
6. 1	油汚染防除指導者養成講習会（兵庫県神戸市）
6. 5	油汚染防除指導者養成講習会（石川県金沢市）
6. 6	海の羽根・なぎさの環境基金募金活動
6. 11	第1回理事会(コープビル会議室)
6. 20	油汚染防除指導者養成講習会（静岡県静岡市）
6. 26	定時評議員会(コープビル会議室)
6. 26	第2回理事会(書面決議)
7. 17	油汚染防除指導者養成講習会（山口県下関市）
7. 20	拠出団体への第10次平準化説明会(三会堂ビル会議室)
8. 3	油汚染防除指導者養成講習会（兵庫県姫路市）
8. 7	油汚染防除指導者養成講習会（福岡県北九州市）
8. 9	油汚染防除指導者養成講習会（北海道苫小牧市）
9. 12	油汚染防除指導者養成講習会（北海道稚内市）
9. 16	油汚染防除指導者養成講習会（北海道釧路市）
9. 27	油汚染防除指導者養成講習会（神奈川県箱根町）
10. 3	油汚染防除指導者養成講習会（兵庫県姫路市）
10. 12	油汚染防除指導者養成講習会（大阪府泉佐野市）

年月日	事 項
10. 15	油汚染防除指導者養成講習会（宮崎県日向市）
10. 23	油汚染防除指導者養成講習会（東京都大島町）
11. 5	油汚染防除指導者養成講習会（福岡県福岡市）
11. 13	油汚染防除指導者養成講習会（北海道函館市）
11. 14	油汚染防除指導者養成講習会（北海道八雲町）
11. 19	油汚染防除指導者養成講習会（鹿児島県枕崎市）
11. 20	油汚染防除指導者養成講習会（石川県輪島市）
11. 25	油汚染防除指導者養成講習会（愛媛県愛南町）
11. 30	油汚染防除指導者養成講習会（沖縄県名護市）
12. 6	油汚染防除指導者養成講習会（鹿児島県奄美市）
12. 7	油汚染防除指導者養成講習会（鹿児島県瀬戸内町）
12. 12	海の羽根・なぎさの環境基金募金活動
1. 11	（公財）日本財団による監査（機構事務所）＜漁場油濁防除清掃事業＞
1. 21	第2回中央漁場油濁被害等認定審査会（三会堂ビル会議室）
1. 22	油汚染防除指導者養成講習会（福岡県豊前市）
1. 29	油濁被害防止対策事業検討委員会（三会堂ビル会議室）
2. 4	油汚染防除指導者養成講習会（愛媛県宇和島市）
2. 18	油汚染防除指導者養成講習会（千葉県柏市）
2. 20	油汚染防除指導者養成講習会（鹿児島県枕崎市）
2. 26	油汚染防除指導者養成講習会（東京都文京区）
3. 4	油汚染防除指導者養成講習会（富山県魚津市）
3. 7	油汚染防除指導者養成講習会（千葉県千葉市）
3. 7	海と渚環境美化運営委員会（アカデミー湯島）
3. 12	第3回理事会（コープビル会議室）
3. 15	油汚染防除指導者養成講習会（高知県高知市）
3. 19	漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業検討委員会
	（文京シビックセンター会議室）
3. 25	第2回評議員会（書面決議）

(4) 認定、許可及び届出に関する事項

申請年月日	申請事項	承認年月日	結 果
平成30. 6. 13	評議員及び理事の登記の変更に伴う届出		
6. 29	平成29年度事業報告等に係る提出書の届出		
7. 17	税額控除に係る証明申請の届出		
10. 11	理事の登記の変更に伴う届出		
平成31. 3. 22	平成31年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みの届出		

(5) 国庫補助金に関する事項

(単位：円)

国庫補助金の目的	項 目	金 額	備 考
漁場油濁被害対策費補助金	1 防除・清掃事業費	62,900	
	2 審査認定事業費	5,065,865	
	3 油濁被害防止対策費	15,629,135	
漁場環境改善推進事業費補助金	1 漁業系海洋プラスチック ごみ削減対策事業費	13,025,000	
合 計		33,782,900	

(6) 会員加入状況 (平成31年3月31日現在)

①団体会員 (187会員)

業種別	中央	地方	合計
漁業関係団体	5	0	5
漁連	3	30	33
信漁連	0	15	15
漁業共済組合	1	13	14
共水連	1	1	2
漁船保険組合	1	1	2
漁業信用基金協会	2	5	7
地区漁協	0	34	34
漁港関係	5	1	6
金融関係	1	0	1
電力関係	0	10	10
地方公共団体	0	11	11
中央団体	16	0	16
地方団体	0	6	6
その他	0	25	25
合計	35	152	187

②個人会員 (8会員)

(7) 拠出金に関する事項

① 都道府県負担金

(単位：円)

都道府県	金額	入金年月日	備考
北海道	23,000	平成 30 . 10 . 31	
青森県	12,000	〃 30 . 10 . 31	
岩手県	7,000	〃 30 . 10 . 31	
宮城県	10,000	〃 30 . 9 . 28	
秋田県	6,000	〃 30 . 9 . 20	
山形県	5,000	〃 30 . 10 . 31	
福島県	7,000	〃 30 . 10 . 31	
茨城県	9,000	〃 30 . 9 . 5	
千葉県	23,000	〃 30 . 9 . 21	
東京都	19,000	〃 30 . 9 . 4	
神奈川県	11,000	〃 30 . 9 . 7	
新潟県	7,000	〃 30 . 9 . 7	
富山県	6,000	〃 30 . 9 . 4	
石川県	7,000	〃 30 . 10 . 31	
福井県	7,000	〃 30 . 9 . 20	
静岡県	9,000	〃 30 . 10 . 31	
愛知県	23,000	〃 30 . 10 . 31	
三重県	12,000	〃 30 . 9 . 18	
京都府	6,000	〃 30 . 10 . 5	
大阪府	9,000	〃 30 . 9 . 3	
兵庫県	19,000	〃 30 . 10 . 31	
和歌山県	8,000	〃 30 . 9 . 10	
鳥取県	6,000	〃 30 . 9 . 21	
島根県	11,000	〃 30 . 10 . 31	
岡山県	11,000	〃 30 . 10 . 31	
広島県	15,000	〃 30 . 10 . 31	
山口県	18,000	〃 30 . 9 . 6	
徳島県	7,000	〃 30 . 9 . 3	
香川県	21,000	〃 30 . 11 . 22	
愛媛県	21,000	〃 30 . 10 . 30	
高知県	9,000	〃 30 . 9 . 27	
福岡県	13,000	〃 30 . 9 . 25	
佐賀県	7,000	〃 30 . 10 . 5	
長崎県	24,000	〃 30 . 9 . 7	
熊本県	8,000	〃 30 . 9 . 25	
大分県	11,000	〃 30 . 10 . 31	
宮崎県	7,000	〃 30 . 9 . 12	
鹿児島県	36,000	〃 30 . 9 . 11	
沖縄県	30,000	〃 30 . 9 . 12	
その他	4,000,000	県防除預り金からの充当額	
合計	4,500,000		

② 拠出団体拠出金

(単位：円)

区 分		予算額	入金額	差 額	備 考
農 林	拠出団体拠出金	0	0	0	
水産省	防除費・救済金預り金充当	1,155,000	1,155,000	0	
関 係	計 ①	1,155,000	1,155,000	0	
経 済	拠出団体拠出金	0	0	0	
産業省	防除費・救済金預り金充当	10,500,000	10,500,000	0	
関 係	計 ②	10,500,000	10,500,000	0	
国 土	拠出団体拠出金	5,254,000	5,254,000	0	
交通省	防除費・救済金預り金充当	11,091,000	11,091,000	0	
関 係	計 ③	16,345,000	16,345,000	0	
	拠出団体拠出金	5,254,000	5,254,000	0	
	防除費・救済金預り金充当	22,746,000	22,746,000	0	
	合計 (①+②+③)	28,000,000	28,000,000	0	

附属明細書について

平成30年度事業報告については、事業報告に記載のとおりであり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。

Ⅱ 財務諸表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	165,339,484	172,167,284	△ 6,827,800
未収金	1,880,900	1,937,000	△ 56,100
前払金	517,411	337,391	180,020
流動資産合計	167,737,795	174,441,675	△ 6,703,880
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	225,000,000	135,000,000	90,000,000
投資有価証券	177,072,500	269,434,000	△ 92,361,500
基本財産合計	402,072,500	404,434,000	△ 2,361,500
(2) 特定資産			
防除費準備資産	50,000,000	50,000,000	0
救済金準備資産	100,000,000	100,000,000	0
国防除清掃費助成資金造成資産	100,105,000	100,210,000	△ 105,000
県防除清掃費助成資金造成資産	102,130,000	102,360,000	△ 230,000
特定防除事業資産	150,200,000	150,340,000	△ 140,000
海と渚環境美化推進基金	177,530,535	175,711,361	1,819,174
漁場油濁被害防止対策積立資産	6,907,652	7,375,401	△ 467,749
退職給付引当資産	15,261,300	13,601,800	1,659,500
特定資産合計	702,134,487	699,598,562	2,535,925
(3) その他固定資産			
什器備品	150,493	203,351	△ 52,858
敷金	1,968,120	1,968,120	0
その他固定資産合計	2,118,613	2,171,471	△ 52,858
固定資産合計	1,106,325,600	1,106,204,033	121,567
資産合計	1,274,063,395	1,280,645,708	△ 6,582,313
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,342,750	1,076,237	266,513
防除費等預り金	108,441,874	116,332,972	△ 7,891,098
防除費等返還拠出金預り金	3,180,000	2,544,000	636,000
預り金	969,165	1,043,881	△ 74,716
流動負債合計	113,933,789	120,997,090	△ 7,063,301
2. 固定負債			
特定防除事業資金造成費	150,000,000	150,000,000	0
退職給付引当金	15,261,300	13,601,800	1,659,500
固定負債合計	165,261,300	163,601,800	1,659,500
負債合計	279,195,089	284,598,890	△ 5,403,801
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	239,664,000	239,664,000	0
地方公共団体補助金	223,100,000	223,100,000	0
民間補助金	168,850,000	168,850,000	0
その他基本財産	118,386,000	118,386,000	0
寄附金	177,048,865	175,179,691	1,869,174
基本財産評価損益	2,072,500	4,434,000	△ 2,361,500
特定資産評価損益	2,716,670	3,101,670	△ 385,000
指定正味財産合計	931,838,035	932,715,361	△ 877,326
(うち基本財産への充当額)	(402,072,500)	(404,434,000)	(△2,361,500)
(うち特定資産への充当額)	(529,765,535)	(528,281,361)	(1,484,174)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	63,030,271	63,331,457	△ 301,186
(うち特定資産への充当額)	(7,107,652)	(7,715,401)	(△607,749)
正味財産合計	994,868,306	996,046,818	△ 1,178,512
負債及び正味財産合計	1,274,063,395	1,280,645,708	△ 6,582,313

正味財産増減計算書

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,135,887	3,423,474	△ 287,587
特定資産運用益	1,973,438	1,043,128	930,310
受取会費	18,870,000	18,850,000	20,000
受取補助金等	41,551,900	42,358,000	△ 806,100
民間委託金	247,827	1,046,565	△ 798,738
受取募金・寄附金等振替額	1,395,260	4,337,827	△ 2,942,567
拠出団体拠出金	28,000,000	30,000,000	△ 2,000,000
都道府県負担金	4,500,000	5,500,000	△ 1,000,000
雑収益	955,665	71,265	884,400
経常収益計	100,629,977	106,630,259	△ 6,000,282
(2) 経常費用			
事業費	88,309,349	94,214,593	△ 5,905,244
役員報酬	2,857,878	3,536,364	△ 678,486
給料手当	22,674,714	23,176,641	△ 501,927
臨時雇賃金	1,922,272	2,029,552	△ 107,280
退職給付費用	1,495,987	1,506,382	△ 10,395
法定福利費	3,253,395	3,332,192	△ 78,797
防除事業費	251,600	0	251,600
預り費	32,332,070	35,520,731	△ 3,188,661
福利厚生費	182,471	88,578	93,893
旅費交通費	4,117,140	6,168,973	△ 2,051,833
通信運搬費	2,196,742	3,578,056	△ 1,381,314
印刷製本費	2,074,946	1,718,371	356,575
光熱水料費	287,792	240,937	46,855
賃借料	3,813,503	3,944,279	△ 130,776
保険料	117,688	186,861	△ 69,173
諸謝金	1,240,100	1,076,900	163,200
支払助成金	1,000,000	983,013	16,987
委託費	908,254	237,600	670,654
資機材費	7,017,112	5,934,600	1,082,512
会議費	0	1,296	△ 1,296
減価償却費	41,969	135,146	△ 93,177
消耗什器備品費	146,960	0	146,960
消耗品費	127,562	217,286	△ 89,724
修繕費	153,360	264,599	△ 111,239
租税公課	0	2,600	△ 2,600
雑費	53,032	291,590	△ 238,558
支払手数料	42,802	42,046	756
管理費	12,481,814	13,357,596	△ 875,782
役員報酬	3,204,655	4,635,636	△ 1,430,981
給料手当	3,031,936	2,099,518	932,418
退職給付費用	163,513	111,918	51,595
法定福利費	715,186	859,834	△ 144,648
福利厚生費	55,433	44,378	11,055
旅費交通費	320,726	284,076	36,650
通信運搬費	217,236	303,365	△ 86,129
印刷製本費	250,232	202,869	47,363
光熱水料費	87,427	120,456	△ 33,029
賃借料	1,117,174	1,553,607	△ 436,433
保険料	35,752	93,289	△ 57,537
諸謝金	563,588	611,814	△ 48,226
支払負担金	2,119,000	1,919,000	200,000
会議費	17,356	58,886	△ 41,530
減価償却費	10,889	44,570	△ 33,681
消耗什器備品費	6,960	0	6,960
消耗品費	15,642	14,363	1,279
修繕費	135,000	0	135,000
租税公課	2,960	3,320	△ 360
雑費	84,988	75,569	9,419
雑役務費	142,560	146,880	△ 4,320
支払手数料	183,601	174,248	9,353
経常費用計	100,791,163	107,572,189	△ 6,781,026

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 161,186	△ 941,930	780,744
特定資産評価損益等	△ 140,000	340,000	△ 480,000
評価損益等計	△ 140,000	340,000	△ 480,000
当期経常増減額	△ 301,186	△ 601,930	300,744
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 301,186	△ 601,930	300,744
一般正味財産期首残高	63,331,457	63,933,387	△ 601,930
一般正味財産期末残高	63,030,271	63,331,457	△ 301,186
II 指定正味財産増減の部			
受取募金・寄附金等	3,137,702	3,386,225	△ 248,523
特定資産運用益	900,466	116,198	784,268
基本財産評価損	△ 2,361,500	△ 3,112,500	751,000
特定資産評価損	△ 385,000	△ 620,000	235,000
一般正味財産への振替額	△ 2,168,994	△ 4,344,025	2,175,031
当期指定正味財産増減額	△ 877,326	△ 4,574,102	3,696,776
指定正味財産期首残高	932,715,361	937,289,463	△ 4,574,102
指定正味財産期末残高	931,838,035	932,715,361	△ 877,326
III 正味財産期末残高	994,868,306	996,046,818	△ 1,178,512

正味財産増減計算書内訳表

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益事業会計				法人会計	合 計
	油濁対策 関連事業	海と渚環境 美化関連事業	漁業系廃棄物 再利用支援事業	小 計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	0	3,135,887	3,135,887
特定資産運用益	14,973	773,734	0	788,707	1,184,731	1,973,438
受取会費	5,166,002	5,436,459	140,811	10,743,272	8,126,728	18,870,000
受取補助金等	20,757,900	20,794,000	0	41,551,900	0	41,551,900
民間委託金	247,827	0	0	247,827	0	247,827
受取募金・寄附金等振替額	0	1,395,260	0	1,395,260	0	1,395,260
抛出団体抛出金	28,000,000	0	0	28,000,000	0	28,000,000
都道府県負担金	4,500,000	0	0	4,500,000	0	4,500,000
雑収益	875,197	0	46,000	921,197	34,468	955,665
経常収益計	59,561,899	28,399,453	186,811	88,148,163	12,481,814	100,629,977
(2) 経常費用						
事業費	59,606,139	27,971,079	732,131	88,309,349	0	88,309,349
役員報酬	1,854,421	715,898	287,559	2,857,878	0	2,857,878
給料手当	13,771,112	8,795,947	107,655	22,674,714	0	22,674,714
臨時雇賃金	455,794	1,466,478	0	1,922,272	0	1,922,272
退職給付費用	784,348	707,353	4,286	1,495,987	0	1,495,987
法定福利費	1,798,281	1,405,019	50,095	3,253,395	0	3,253,395
防除事業費	251,600	0	0	251,600	0	251,600
預り費	32,332,070	0	0	32,332,070	0	32,332,070
福利厚生費	113,995	64,432	4,044	182,471	0	182,471
旅費交通費	2,394,167	1,714,989	7,984	4,117,140	0	4,117,140
通信運搬費	1,181,098	999,794	15,850	2,196,742	0	2,196,742
印刷製本費	1,065,318	1,009,628	0	2,074,946	0	2,074,946
光熱水料費	176,945	104,469	6,378	287,792	0	287,792
賃借料	2,278,046	1,447,661	87,796	3,813,503	0	3,813,503
保険料	66,439	48,641	2,608	117,688	0	117,688
諸謝金	809,100	431,000	0	1,240,100	0	1,240,100
支払助成金	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
委託費	0	908,254	0	908,254	0	908,254
資機材費	43,200	6,973,912	0	7,017,112	0	7,017,112
減価償却費	23,839	16,650	1,480	41,969	0	41,969
消耗什器備品費	120,602	25,425	933	146,960	0	146,960
消耗品費	42,716	82,743	2,103	127,562	0	127,562
修繕費	0	0	153,360	153,360	0	153,360
雑費	42,832	10,200	0	53,032	0	53,032
支払手数料	216	42,586	0	42,802	0	42,802
管理費	0	0	0	0	12,481,814	12,481,814
役員報酬	0	0	0	0	3,204,655	3,204,655
給料手当	0	0	0	0	3,031,936	3,031,936
退職給付費用	0	0	0	0	163,513	163,513
法定福利費	0	0	0	0	715,186	715,186
福利厚生費	0	0	0	0	55,433	55,433
旅費交通費	0	0	0	0	320,726	320,726
通信運搬費	0	0	0	0	217,236	217,236
印刷製本費	0	0	0	0	250,232	250,232
光熱水料費	0	0	0	0	87,427	87,427
賃借料	0	0	0	0	1,117,174	1,117,174
保険料	0	0	0	0	35,752	35,752
諸謝金	0	0	0	0	563,588	563,588
支払負担金	0	0	0	0	2,119,000	2,119,000
会議費	0	0	0	0	17,356	17,356
減価償却費	0	0	0	0	10,889	10,889
消耗什器備品費	0	0	0	0	6,960	6,960
消耗品費	0	0	0	0	15,642	15,642
修繕費	0	0	0	0	135,000	135,000
租税公課	0	0	0	0	2,960	2,960
雑費	0	0	0	0	84,988	84,988
雑役務費	0	0	0	0	142,560	142,560
支払手数料	0	0	0	0	183,601	183,601
経常費用計	59,606,139	27,971,079	732,131	88,309,349	12,481,814	100,791,163

(単位：円)

科 目	公益事業会計				法人会計	合 計
	油濁対策 関連事業	海と渚環境 美化関連事業	漁業系廃棄物 再利用支援事業	小 計		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 44,240	428,374	△ 545,320	△ 161,186	0	△ 161,186
特定資産評価損益等	△ 140,000	0	0	△ 140,000	0	△ 140,000
評価損益等計	△ 140,000	0	0	△ 140,000	0	△ 140,000
当期経常増減額	△ 184,240	428,374	△ 545,320	△ 301,186	0	△ 301,186
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 184,240	428,374	△ 545,320	△ 301,186	0	△ 301,186
一般正味財産期首残高	△ 6,445,751	△ 2,624,264	△ 1,362,619	△ 10,432,634	73,764,091	63,331,457
一般正味財産期末残高	△ 6,629,991	△ 2,195,890	△ 1,907,939	△ 10,733,820	73,764,091	63,030,271
II 指定正味財産増減の部						
受取募金・寄附金等	0	3,137,702	0	3,137,702	0	3,137,702
特定資産運用益	110,000	790,466	0	900,466	0	900,466
基本財産評価損	0	0	0	0	△ 2,361,500	△ 2,361,500
特定資産評価損	△ 445,000	60,000	0	△ 385,000	0	△ 385,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,168,994	0	△ 2,168,994	0	△ 2,168,994
当期指定正味財産増減額	△ 335,000	1,819,174	0	1,484,174	△ 2,361,500	△ 877,326
指定正味財産期首残高	353,321,670	174,959,691	0	528,281,361	404,434,000	932,715,361
指定正味財産期末残高	352,986,670	176,778,865	0	529,765,535	402,072,500	931,838,035
III 正味財産期末残高	346,356,679	174,582,975	△ 1,907,939	519,031,715	475,836,591	994,868,306

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため期末要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	135,000,000	90,000,000	0	225,000,000
投資有価証券	269,434,000	2,072,500	94,434,000	177,072,500
小 計	404,434,000	92,072,500	94,434,000	402,072,500
特定資産				
防除費準備資産	50,000,000	0	0	50,000,000
救済金準備資産	100,000,000	0	0	100,000,000
国防除清掃費助成資金造成資産	100,210,000	105,000	210,000	100,105,000
県防除清掃費助成資金造成資産	102,360,000	2,661,670	2,891,670	102,130,000
特定防除事業資産	150,340,000	200,000	340,000	150,200,000
海と渚環境美化推進基金	175,711,361	7,640,362	5,821,188	177,530,535
漁場油濁被害防止対策積立資産	7,375,401	0	467,749	6,907,652
退職給付引当資産	13,601,800	1,659,500	0	15,261,300
小 計	699,598,562	12,266,532	9,730,607	702,134,487
合 計	1,104,032,562	104,339,032	104,164,607	1,104,206,987

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	225,000,000	(225,000,000)	—	—
投資有価証券	177,072,500	(177,072,500)	—	—
小 計	402,072,500	(402,072,500)	—	—
特定資産				
防除費準備資産	50,000,000	(50,000,000)	—	—
救済金準備資産	100,000,000	(100,000,000)	—	—
国防除清掃費助成資金造成資産	100,105,000	(100,105,000)	—	—
県防除清掃費助成資金造成資産	102,130,000	(102,130,000)	—	—
特定防除事業資産	150,200,000	—	(200,000)	(150,000,000)
海と渚環境美化推進基金	177,530,535	(177,530,535)	—	—
漁場油濁被害防止対策積立資産	6,907,652	—	(6,907,652)	—
退職給付引当資産	15,261,300	—	—	(15,261,300)
小 計	702,134,487	(529,765,535)	(7,107,652)	(165,261,300)
合 計	1,104,206,987	(931,838,035)	(7,107,652)	(165,261,300)

4. 担保に供している資産

該当なし

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,478,488	4,327,995	150,493
合 計	4,478,488	4,327,995	150,493

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	1,880,900	0	1,880,900
合 計	1,880,900	0	1,880,900

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
受取補助金等						
国庫補助金						
漁場油濁被害対策費補助金	農林水産省	—	20,757,900	20,757,900	—	—
漁業系海洋プラスチックごみ 削減対策費補助金	〃	—	13,025,000	13,025,000	—	—
受取民間助成金						
全国海浜清掃活動の推進 (海と日本2018)	(公財)日本財団	—	7,769,000	7,769,000	—	—
民間委託金						
油濁被害防止対策事業	(株)日本触媒	—	132,147	132,147	—	—
〃	関西エアポート(株)	—	115,680	115,680	—	—
合 計		—	41,799,727	41,799,727	—	—

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

科 目	取得価額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	2,168,994
合 計	2,168,994

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2に記載している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	13,601,800	1,659,500	0	0	15,261,300

財産目録
平成31年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	現金	手元保管	運転資金	119,241
普通預金	現金	みずほ銀行神田支店	運転資金	18,734,625
普通預金	普通預金	みずほ銀行赤坂支店	運転資金	1,945,489
普通預金	普通預金	きらぼし銀行神田支店	運転資金	14,461,734
普通預金	普通預金	りそな銀行神田支店	運転資金	1,428,072
普通預金	普通預金	東京都信濃連本所	運転資金	2,558,526
普通預金	普通預金	農林中央金庫本店	運転資金	7,217,388
普通預金	普通預金	三井住友銀行赤坂支店	運転資金	1,100,541
普通預金	普通預金	三菱UFJ銀行神田支店	運転資金	940,994
普通預金	普通預金	ゆうちょ銀行019支店	運転資金	100,432
普通預金	普通預金	楽天銀行第二営業支店	運転資金	8,971
定期預金	定期預金	みずほ銀行神田支店	運転資金	116,255,722
定期預金	定期預金	りそな銀行神田支店	運転資金	467,749
未収金	未収金	農林水産省	公益目的事業収入	1,880,900
前払金	前払金	(株)エム・エス・ビルサポートほか	事務所賃料ほか	517,411
流動資産合計				167,737,795
(固定資産)				
基本財産				
定期預金	定期預金	東京都信濃連本所	運用益を管理費の財源としている	225,000,000
投資有価証券	投資有価証券	みずほ証券(株)本店	運用益を管理費の財源としている	177,072,500
特定資産				
防除費準備資産	防除費準備資産	みずほ銀行神田支店	公益目的保有財産であり、特定費用準備資産として管理されている	50,000,000
救済金準備資産	救済金準備資産	三菱UFJ銀行神田支店	公益目的保有財産であり、特定費用準備資産として管理されている	100,000,000
国防除清掃費助成資金造成資産	国防除清掃費助成資金造成資産	りそな銀行神田支店	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	50,000,000
国防除清掃費助成資金造成資産	国防除清掃費助成資金造成資産	みずほ証券(株)本店	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	50,105,000
県防除清掃費助成資金造成資産	県防除清掃費助成資金造成資産	りそな銀行神田支店	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	50,000,000
県防除清掃費助成資金造成資産	県防除清掃費助成資金造成資産	SMBC日興証券(株)	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	52,130,000
特定防除事業資産	特定防除事業資産	大手町支店	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	50,000,000
特定防除事業資産	特定防除事業資産	投資有価証券	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	50,000,000
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	東京都信濃連本所	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	100,200,000
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	みずほ証券(株)本店	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	100,060,000
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	投資有価証券	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	50,000,000
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	SMBC日興証券(株)	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	2,281,938
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	大手町支店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	4,338,248
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	りそな銀行神田支店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	238,702
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	みずほ銀行赤坂支店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	17,225,815
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	普通預金	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	3,385,832
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	東京都信濃連本所	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	6,907,652
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	普通預金	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	15,261,300
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	農林中央金庫本店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	150,493
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	三井住友銀行赤坂支店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	1,968,120
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	普通預金	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	
海と渚環境美化推進基金	海と渚環境美化推進基金	ゆうちょ銀行019支店	公益目的保有財産であり、海と渚環境美化関連事業への充当を指定して寄附を受けた財産を積立てている資産である	
漁場油濁被害防止対策積立資産	漁場油濁被害防止対策積立資産	振替貯金	公益目的保有財産であり、特定費用積立資産として管理されている	
退職給付引当資産	退職給付引当資産	りそな銀行神田支店	職員の退職金支払いの財源として積み立てている	
退職給付引当資産	退職給付引当資産	定期預金		
退職給付引当資産	退職給付引当資産	りそな銀行神田支店		
退職給付引当資産	退職給付引当資産	定期預金		
その他固定資産				
什器備品	什器備品	電話設備新設工事ほか	公益目的保有財産であり、公益目的事業、管理業務で使用している共有資産である	150,493
借家敷金	借家敷金	事務所敷金	公益目的保有財産であり、公益目的事業、管理業務で使用している共有資産である	1,968,120
固定資産合計				1,106,325,600
資産合計				1,274,063,395
(流動負債)				
未払金	未払金	日本年金機構ほか	社会保険料ほか	1,342,750
防除費等預り金	防除費等預り金	みずほ銀行神田支店	拠出団体及び都道府県分、防除費及び救済金預り金	108,441,874
防除費等返還拠出金預り金	防除費等返還拠出金預り金	みずほ銀行神田支店	拠出団体分、防除費及び救済金の返還拠出金預り金	3,180,000
預り金	預り金	役職員ほか	源泉徴収税、住民税、社会保険料等の預り金	969,165
流動負債合計				113,933,789
(固定負債)				
特定防除事業資金造成費	特定防除事業資金造成費		特定防除事業費の支弁に備えたもの	150,000,000
退職給付引当金	退職給付引当金		職員3名の退職金の支払いに備えたもの	15,261,300
固定負債合計				165,261,300
負債合計				279,195,089
正味財産				994,868,306

III 監查報告

令和元年5月14日

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 岸 宏 殿

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

監 事 井 貫 晴 介 ⑩

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

監 事 大 森 彰 ⑩

監 査 報 告

私ども監事兩名は、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の会計及び業務の監査を行った結果、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の内容を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産状況を正しく示していると認めます。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上

IV 漁場油濁被害対策事業の内訳

1. 平成30年 漁場油濁被害発生状況

(1) 防除・清掃事業（事業年度 平成30年1月～12月）

No.	県・ 地区名	発生 年月日	発生場所	申請者	申請 年月日	申請額	認定交付		被害及び作業の状況
							金額	年月日	
1	北海道 余市郡 余市町	30.7.25	余市港内	余市郡 漁業協同組合	30.8.31	251,600	251,600	31.1.31	余市港内に幅300m長さ200mの油が帯状に浮流していた。磯廻り漁業（うに・なまこ漁業）に被害をもたらす恐れがあったため、防除清掃作業を行った。

(2) 漁業被害救済事業（事業年度 平成30年4月～平成31年3月）

今年度の発生はなかった。

(3) 特定防除事業（事業年度 平成30年1月～12月）

今年度の発生はなかった。

2. 年次別漁場油濁被害救済実績

(単位：百万円)

区分 年次	合 計		漁業被害 (4～3月)		防除・清掃 (1～12月)		特定防除 (1～12月)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和50年	18	161.4	7	143.2	11	18.3		
51年	67	262.0	14	172.7	53	89.4		
52年	87	178.1	14	73.6	73	104.5		
53年	105	201.6	9	85.8	96	115.8		
54年	87	366.5	12	222.7	75	143.8		
55年	68	300.6	14	190.9	54	109.7		
56年	75	394.5	17	285.2	58	109.3		
57年	38	245.3	8	165.3	30	80.0		
58年	46	241.6	6	106.7	40	134.9		
59年	54	190.2	10	64.9	44	125.3		
60年	51	397.6	10	305.8	41	91.9		
61年	45	135.0	2	27.4	43	107.6		
62年	42	103.1	2	39.7	40	63.4		
63年	39	110.8	6	38.0	33	72.8		
平成元年	40	140.7	7	79.4	33	61.3		
2年	33	138.4	4	69.5	29	68.9		
3年	34	124.7	3	61.7	31	63.1		
4年	28	99.2	1	13.2	27	86.0		
5年	18	40.7	2	7.7	16	33.0		
6年	17	43.0	2	21.1	15	21.9		
7年	26	59.8	3	21.7	23	38.1		
8年	18	28.5	1	15.0	17	13.5		
9年	24	85.3	5	25.3	19	60.0		
10年	11	36.4	1	18.9	10	17.5		
11年	13	38.6	0	0	13	38.6		
12年	6	5.8	0	0	6	5.8		
13年	7	3.3	1	1.4	6	1.9		
14年	8	11.5	0	0	8	11.5		
15年	17	38.0	1	10.9	16	27.1	0	0
16年	5	9.7	0	0	4	5.5	1	4.2
17年	4	3.3	0	0	4	3.3	0	0
18年	4	4.4	1	1.7	2	1.6	1	1.1
19年	7	16.5	0	0.0	6	3.0	1	13.4
20年	7	31.4	1	28.0	6	3.4	0	0
21年	2	2.5	0	0	2	2.5	0	0
22年	2	1.0	0	0	2	1.0	0	0
23年	1	0.1	0	0	1	0.1	0	0
24年	1	0.8	0	0	1	0.8	0	0
25年	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0
26年	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0
27年	2	0.6	0	0	2	0.6	0	0
28年	2	0.6	0	0	2	0.6	0	0
29年	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0
30年	0	0.0	0	0	1	0.3	0	0
合 計	1,159	4,253.3	164	2,297.2	993	1,937.6	3	18.7
平 均	26.3	96.7	3.7	52.2	22.6	44.0	0.2	1.2

(注)1 表示単位未満の端数は四捨五入した。従って、計と内訳とは一致しない場合がある。
2 特定防除事業は平成15年度より開始した。

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 評議員名簿

令和元年7月1日現在

役職名	氏名	所属
評議員	吉村宇一郎	石油連盟 常務理事
〃	小川喜弘	電気事業連合会 立地環境部長
〃	石川 尚	(一社) 日本船主協会 常務理事
〃	大森敏弘	全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
〃	猪苗代健一	全国漁業共済組合連合会 専務理事
〃	佐藤由信	日本漁船保険組合 専務理事
〃	小林哲朗	(一財) 中央漁業操業安全協会 専務理事
〃	橋本 牧	(公社) 全国漁港漁場協会 会長
〃	盛合敏子	全国漁協女性部連絡協議会 理事
〃	濱田研一	(公社) 全国豊かな海づくり推進協会 専務理事

(評議員の任期は、平成29年6月14日から令和3年度定時評議員会の日まで)

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 役員名簿

令和元年7月1日現在

役職名	氏 名	常・非	備 考
理事長	岸 宏	非常勤	全国漁業協同組合連合会 代表理事会長
専務理事	桑 知文	常 勤	元水産庁資源管理部審議官
理 事	成田義貞	非常勤	日本肥料アンモニア協会 理事 事務局長
〃	佐久間國治	非常勤	(一財) 千葉県漁業振興基金 理事長
〃	森友 信	非常勤	山口県漁業協同組合 代表理事組合長
〃	小林 憲	非常勤	(一社) 大日本水産会 常務理事
〃	渥美雅也	非常勤	(一財) 東京水産振興会 会長
〃	中屋新二	非常勤	日本水産株式会社 海洋事業推進部長
〃	下山秀雄	非常勤	(公財) 日本釣振興会 専務理事
〃	宮澤敏彦	非常勤	全国共済水産業協同組合連合会 常務理事
監 事	前 章裕	非常勤	(一社) 自然資源保全協会 参与
〃	大森 彰	非常勤	(一社) 日本船主協会 常務理事

令和元年度労務費及び漁船用船費について

防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁額について、労務費及び漁船用船費支弁額の上限を次のとおりとします。

1. 労務費（1時間当り）

	令和元年度	前年度
労務費	1,700円	1,600円

なお、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要すると認められる作業に係る労務費については、最高1時間あたり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

2. 漁船用船費（1日当り）

区分	令和元年度	前年度	増減
1t未満船	23,200円	同左	
1t～3t未満船	29,000円	同左	
3t～5t未満船	46,900円	49,600円	△2,700円
5t以上船	93,900円	同左	

（4時間以下は半額とする。）

以上

中央漁場油濁被害等認定審査会委員について

任期満了に伴い、令和元年7月に審査委員が下記の方々となりました。

氏名	所属
井上清和	全国漁業共済組合連合会 常務理事
伊吹隆直	(一社) 日本鉄鋼連盟 技術・環境部長
佐藤由信	日本漁船保険組合 専務理事
清水聡	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長
武井篤	(一社) 全国まき網漁業協会 専務理事
中浜裕介	日本船主責任相互保険組合 損害調査部 第4グループリーダー
中村哲朗	弁護士
成田健治	弁護士
檜垣浩輔	全国漁業協同組合連合会 参事
淵嘉隆	全国内航タンカー海運組合 専務理事
細川淳	(一社) 日本船主協会 総務部副部長
三浦安史	石油連盟 安全管理部部長
笠浩久	弁護士

(50音順、任期は令和3年6月30日まで)